薬生発 0921 第 4 号 平成 28 年 9 月 21 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長 (公 印 省 略)

眼科用レーザ光凝固装置承認基準の改正について

眼科用レーザ光凝固装置承認基準については、「眼科用レーザ光凝固装置承認 基準の制定について」(平成 18 年 3 月 31 日付け薬食発第 0331016 号厚生労働省 医薬食品局長通知。以下「局長通知」という。)により示してきたところ、今般、 日本工業規格が改正されたこと等に伴い、下記のとおり当該承認基準を改正し ましたので、御了知の上、貴管内関係団体、関係業者等への周知方お願いしま す。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会長、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしていることを申し添えます。

記

1. 改正の内容

眼科用レーザ光凝固装置承認基準について、別添のとおり、日本工業規格が改正されたこと等に伴い、技術基準及び基本要件適合性チェックリストの記載整備等の改正をしたこと。

2. 承認基準の不適合品の取扱いについて

承認基準の「適用範囲」に該当する眼科用レーザ光凝固装置であって、当 該承認基準に適合しないものについては、個別に品質、有効性及び安全性が 十分なものであることを示す資料が提出された場合には、当該資料に基づき 審査を行うものであること。

3. 既承認品の取扱いについて

既に承認を受けている眼科用レーザ光凝固装置のうち、改正後の承認基準に 適合しないものについては、承認基準に適合させるための承認事項の一部変更 申請を別途行う必要はないものとすること。

なお、この場合において、当該品目について今後行われる承認事項の一部変 更申請は、「医療機器の製造販売承認申請について」(平成 26 年 11 月 20 日付 け薬食発第 1120 第 5 号厚生労働省医薬食品局長通知)における承認基準なし (承認基準不適合)の取扱いとなることに留意すること。

4. 適用期日

本通知は平成28年9月21日から適用すること。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の眼科用レーザ光凝固装置の製造販売承認申請(法第23条の2の5第11項(第23条の2の17第5項において準用する場合を含む。)に基づく承認事項一部変更承認申請を含む。)であって、局長通知によるもののうち、本通知の適用の際、承認するかどうかの処分がされていないものについての処分については、なお従前の例によること。

眼科用レーザ光凝固装置承認基準

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。)別表第1第919号に規定する眼科用レーザ光凝固装置について、次のように承認基準を定め、平成28年9月21日から適用する。

眼科用レーザ光凝固装置承認基準

1. 適用範囲

クラス分類告示に規定する眼科用レーザ光凝固装置とする。

2. 技術基準

別紙1に適合すること。

3. 使用目的又は効果

使用目的又は効果は、レーザの熱作用を利用して、眼疾患の治療、例えば、網膜・ 虹彩・毛様体・隅角光凝固に用いるものであること。

4. 基本要件への適合性

別紙 2 に示す基本要件適合性チェックリストに基づき基本要件への適合性を説明するものであること。

5. その他

構造、使用方法、性能等が既存の医療機器と明らかに異なる場合については、本 基準に適合しないものとする。

眼科用レーザ光凝固装置承認基準における技術基準

1 適用範囲

この基準は、レーザの熱作用を利用して、眼疾患の治療、例えば、網膜・虹彩・毛様体・隅 角光凝固に用いる機器及びその附属品に適用する。

2 引用規格

この基準は下記の規格又は基準(以下「規格等」という。)を引用する。引用する規格等が下記の規格等と同等以上の場合には、本邦の規格又は国際規格等を使用することができる。

- ・JIS C 6802:2014, レーザ製品の安全基準
- ・JIS T 0601-1:2012, 医用電気機器-第1部:基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項
- ・JIS T 0601-1-2:2012, 医用電気機器-第1-2部:安全に関する一般的要求事項-電磁両立性-要求事項及び試験
- · JIS T 7306:1988, 検眼鏡
- · JIS T 7316:2014, 眼光学機器 細隙灯顕微鏡
- IEC 60601-1:2012, Medical electrical equipment Part 1: General requirements for basic safety and essential performance
- IEC 60601-1-2:2014, Medical electrical equipment Part 1-2: General requirements for basic safety and essential performance Collateral Standard: Electromagnetic disturbances Requirements and tests
- IEC 60601-2-22:2012, Medical electrical equipment Part 2-22: Particular requirements for basic safety and essential performance of surgical, cosmetic, therapeutic and diagnostic laser equipment
- IEC 60825-1:2014, Safety of laser products Part 1: Equipment classification and requirements
- ・**薬食発1002第8号:平成26年10月2日**, 医療機器の添付文書の記載要領の改正について
- ・薬生発0921第7号:平成28年9月21日, 眼科用レーザ光凝固装置プローブ等承認基準の改正について

3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語の意味は、JIS T0601-1、JIS T 0601-1-2及びJIS C 6802によるほか、次による。

3.1 光凝固

光エネルギーの熱作用で人体組織を凝固することをいう。

3.2 デリバリシステム

レーザヘッドから照射されたレーザ光を患部へ導くための導光路を中心とする光学系をい

う。なお、この光学系には観察用光学系、照明用光学系及び照準用光学系が含まれる場合も ある。

3.3 出力

導光路の最終部品から出射するレーザエネルギー又は被照射眼の瞳孔相当位置で直径8 mmの絞りを通過するレーザエネルギーをいう。単位はワット (W) 又はミリワット (mW) とする。

3.4 治療光

光凝固を起こさせるためのレーザ光をいう。

3.5 照準光

治療光が照射される部位を術者に示すための光をいう。

3.6 術者保護フィルタ

レーザ光の被照射部などの反射光から、術者の眼を保護するための減光装置全般をいう。

3.7 リピートモード

治療光が照射されない時間を設け、繰り返し治療光を照射する動作モードで、照射と照射の間隔(休止時間)などで繰り返しの遅速を設定することをいう。

4 要求事項及び試験方法

4.1 一般事項

適用する規格であるIEC 60601-1、IEC 60601-1-2及びIEC 60825-1については、それぞれ JIS T 0601-1、JIS T 0601-1-2及びJIS C 6802を用いてもよい。

4.2 医用電気機器としての安全性

IEC 60601-1及びIEC 60601-1-2 に定められた該当項目に適合すること。眼科用レーザ光凝固装置プローブが含まれる場合、プローブは BF形装着部としての要求事項に適合すること。

4.3 レーザ製品としての安全性

次に示す項目に適合すること。

4.3.1 危険度の説明

IEC 60825-1の8.3によるレーザクラスによる危険度の説明を附属文書に記載すること。

きょう

4.3.2 保護 筐 体

IEC 60825-1の4.2による。

4.3.3 保護筐体のセーフティインターロック IEC 60825-1の4.3による。

4.3.4 リモートインターロック IEC 60825-1の4.4による。

4.3.5 マニュアルリセット IEC 60601-2-22の201.11.8.101による。

4.3.6 鍵による制御 IEC 60825-1の4.5による。

4.3.7 放射警告デバイス IEC 60601-2-22の201.10.4.d)及びe) による。

4.3.8 ビームシャッタ IEC 60825-1の4.8による。

4.3.9 クラスラベル

IEC 60825-1の5.1から5.6までによる。ただし、日本語表記は、JIS C 6802の7.1から7.7までによる。

4.3.10 開口ラベル

IEC 60601-2-22の201.7.2.101.b)による。ただし、日本語表記は、JIS C 6802の7.8による。

4.3.11 レーザ放射に対する注意

IEC 60825-1の5.8から5.11までによる。ただし、日本語表記は、JIS C 6802の7.9から7.13までによる。

4.3.12 緊急停止スイッチ

IEC 60601-2-22の201.12.4.4.101による。

4.3.13 レディスイッチ

IEC 60601-2-22の201.10.4.g)による。

4.3.14 フットスイッチ

IEC 60601-2-22の201.8.10.4.101による。

4.3.15 照準光

IEC 60601-2-22の201.10.4.f)及び201.15.101による。

4.3.16 術者保護フィルタ

観察用光学系は、術者保護フィルタを備えていること。

4.3.17 監視及び保護機構

装置に異常が発生した場合には、異常個所を自動的に検出し可視又は可聴警報信号を発すると同時に、レーザの外部への照射を停止すること。

備考1) 検出項目には、冷却不足若しくは過熱、主制御回路及びレーザ光源における過電流、過大レーザ出力若しくはレーザ出力制御不良、保護カバーの外れ及びビームシャッタ又は術者保護フィルタの誤動作は必ず含むこと。

(ただし、一次側回路を遮断する場合には、警報の発生を要求事項としない。)

備考2) 軽微な異常については、点検によって容易に検出可能であるか、又は発生時に警報を発する構造であれば足りる。

4.4 表示

次の項目の情報を明確に表示すること。

4.4.1 銘板表示

機器の安全で見やすいところに、次の事項を銘板によって表示すること。銘板は容易に 消去されたり、紛失するおそれがないこと。

- (1) 製造販売業者名及び所在地
- (2) 製品の名称、型式名称及び製造番号
- (3) 高度管理医療機器であること及び特定保守管理医療機器であること
- (4) 承認番号
- (5) 定格電源周波数 (Hz) 及び定格電源電圧 (V)
- (6) 電源入力 (A, VAまたはW)
- (7) 電撃に対する保護の形式 (クラスⅡに該当する場合、図記号を表示)

なお、IEC 60601-2-22の201.7に記載された要求事項であって、機器又は機器の外側に表示することとされているもののうち、上記以外のものについては、銘板に記載できる場合は銘板によって表示してもよい。

4.4.2 外部及び内部の表示

本体の外部及び内部には次の事項を表示すること。

- (1) IEC 60601-2-22の201.7に記載された要求事項のうち、4.4.1に含まれないものであって、 当該医療機器について要求される事項。
- (2) IEC 60601-1-2の5.1に記載された要求事項のうち、当該医療機器について要求される 事項。

4.5 附属文書

次の項目に適合すること。

- (1) 装置に、添付文書及び取扱説明書を添付すること。
- (2) 添付文書は、平成26年10月2日付け薬食発1002第8号「医療機器の添付文書の記載要領の改正について」に基づき記載すること。
- (3) 取扱説明書には、取扱説明、技術説明並びに使用者が照会できる製造販売業者の名称 及び所在地を記載すること。また、IEC 60601-2-22の201.7.9及びIEC 60601-1-2の5.2.1に 記載された要求事項のうち、該当する項目についても記載すること。
- (4) 装置に添付する添付文書又は取扱説明書には、IEC 60825-1の6及びJIS C 6802の附属書 JA.1の内容についても十分反映すること。

4.6 性能

次の項目に適合すること。

4.6.1 一般事項

試験条件についてはIEC 60601-1の規定に従うこと。

なお、評価に使用する測定器は適正に校正されたものであること。

4.6.2 レーザ発振動作

連続波(CW)とする。

4.6.3 レーザ発振波長

下表の範囲を超えないものとする。

治療光の波長	488 nm、514 nm、521 nm、531 nm、532 nm、561 nm、
(主波長)	568 nm、575~680 nm又は 788~ 828 nm
照準光の波長	450∼ 700 nm

なお、発振波長、発生素子、レーザ媒質及び発振方式を明記すること。

4.6.4 出力と安定性

下表の範囲を超えないものとし、次の項目に適合すること。(1)及び(2)については製品に含まれるデリバリシステムごとに確認すること。

治療光の出力	3 W以下
照準光の出力	5 mW以下(4.3.15参照)

なお、治療光の出力可変範囲を明記すること。

(1) 出力の精度は、光パワーメータで測定したとき、設定値(W)に対する測定値が、±20% の範囲内であること。

- (2) 出力の設定値(W)と照射時間の設定値(秒)の積で定まるエネルギー値(J)の 精度は、光エネルギーメータで測定したとき、測定値が、±20%の範囲内であること。
- (3) 出力の安定性の測定条件は、以下を標準とする。 (装置の最高出力設定値が1000 m Wに満たない場合は最高出力にて実施すること。)

出力:1000 mW、照射時間:0.2 秒、照射回数:500回

500回照射の前後で(1)又は(2)の方法で出力を測定したとき、設定値に対する測定値の変動量が±20%の範囲内であること。

4.6.5 最大エネルギー密度及び最大パワー密度

最大エネルギー密度及び最大パワー密度が最も高くなる条件でのパワー密度 (W/cm²) を明記すること。

4.6.6 照射時間(凝固時間)及びリピートモード

出力の立ち上がりから立ち下がりまでのうち、平均出力の50%を超えている時間を測定する。設定値に対する測定値が、±10%の範囲内であること。ただし、0.1 秒未満の場合は、±50%の範囲内であること。また、リピートモードが備えられている場合、その休止時間は、出力の立ち下がりから立ち上がりまでのうち、平均出力の50%を下回っている時間を測定する。設定値に対する測定値が、±10%の範囲内であること。ただし、0.1 秒未満の場合は、±50%の範囲内であること。なお、時間の可変範囲を明記すること。

4.6.7 照射範囲 (スポットサイズ)

エネルギー密度が最大エネルギー密度の13.5%を超える範囲の寸法を測定する。設定値に対する測定値が、±20%の範囲内であること。ただし、直径100 μm未満の場合は、±50%の範囲内であること。なお、測定には走査式測定器を使用することを原則とするが、実用上で支障がなければ他の測定器でも差し支えない。なお、照射範囲の可変範囲を明記すること。

4.6.8 観察用光学系

げき

細隙灯顕微鏡を含むデリバリシステムの場合の光学性能は、JIS T 7316に従い評価すること。また、検眼鏡を含むデリバリシステムの場合の光学性能は、JIS T 7306に従い評価すること。

4.6.9 照準光と治療光の同心性

観察用光学系の焦点位置でのレーザ光の光軸と垂直な平面上で測定したとき、照準光と 治療光の照射範囲の中心の距離は、大きい方の照射範囲直径の50%を超えず、かつ、照準 光の照射範囲の直径は治療光の照射範囲の直径の1.5倍を超えないこと。製品に含まれるデ リバリシステムごとに確認すること。なお、測定には走査式測定器を使用することを原則 とするが、実用上で支障がなければ他の測定器でも差し支えない。

4.6.10 ビームシャッタ

次の各項目に該当するビームシャッタが設けられている場合は、ビームシャッタの材質 と強度は次の各項目に適合すること。

- (1) レーザ光の放射口に、意図しないレーザ光の装置外への放射を防止するためにビームシャッタが設けられている場合は、1万回の開閉試験を実施した後もレーザ光の透過を認めず、動作に異常が生じないこと。
- (2) 観察用光学系を持つデリバリシステムに可動式の術者保護フィルタが設けられている場合は、1万回の開閉試験を実施した後もレーザの透過率に変化は認めず、動作に 異常が生じないこと。
- (3) ビームシャッタの動作や機構に不良が生じたときは、電源投入時や照射スイッチを 入れた場合であってもレーザの発振や射出があってはならないこと。また、ビームシャッタの動作や機構の不良に関しては、装置に備え付けられた表示器により術者に知らされ故障箇所が明らかにされなければならないこと。

4.6.11 デリバリシステム

デリバリシステムに、照射範囲、観察用光学系、照準光又は術者保護フィルタの機能が備えられている場合、それぞれの性能要求 (4.6.4、4.6.5又は4.6.7から4.6.10まで)を満たし、 患部の観察が容易であることを目視により確認できること。

4.6.12 その他

上記以外の項目で、性能及び安全性に関する規格欄中に性能として設定されているもの については、必ず性能を担保するための規格設定を行うこと。

4.7 眼科用レーザ光凝固装置プローブ

デリバリシステムに眼科用レーザ光凝固装置プローブ又は眼科用レーザ光凝固装置滅菌済みプローブが含まれる場合、平成28年9月21日付け薬生発0921第7号「眼科用レーザ光凝固装置プローブ等承認基準の改正について」に従い評価すること。

基本要件適合性チェックリスト(眼科用レーザ光凝固装置承認基準)

第一章 一般的要求事項

第一章 一般的要求事項	T		
基本要件	当該機器への適用・不適用	適合の方法	特定文書の確認
(設計)			
第一条 医療機器(専ら動物のために使用さ	適用	要求項目を包含する認知さ	医療機器及び体外診断用医薬
れることが目的とされているものを除く。		れた基準に適合することを	品の製造管理及び品質管理の
以下同じ。)は、当該医療機器の意図された		示す。	基準に関する省令(平成 16 年
使用条件及び用途に従い、また、必要に応			厚生労働省令第 169 号)
じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育			
及び訓練を受けた意図された使用者によっ		認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
て適正に使用された場合において、患者の		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
臨床状態及び安全を損なわないよう、使用		いることを示す。	の適用」
者(当該医療機器の使用に関して専門的知			
識を要する場合にあっては当該専門的知識			
を有する者に限る。以下同じ。)及び第三者			
(当該医療機器の使用に当たって安全や健			
康に影響を受ける者に限る。第四条におい			
て同じ。)の安全や健康を害すことがないよ			
う、並びに使用の際に発生する危険性の程			
度が、その使用によって患者の得られる有			
用性に比して許容できる範囲内にあり、高			
水準の健康及び安全の確保が可能なように			
設計及び製造されていなければならない。			
(リスクマネジメント)			
第二条 医療機器の設計及び製造に係る製造	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
販売業者又は製造業者(以下「製造販売業者		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
等」という。)は、最新の技術に立脚して医		いることを示す。	の適用」
療機器の安全性を確保しなければならな			
い。危険性の低減が要求される場合、製造			
販売業者等は各危害についての残存する危			
険性が許容される範囲内にあると判断され			
るように危険性を管理しなければならな			
い。この場合において、製造販売業者等は			
次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に			
従い、危険性の管理に適用しなければなら			
ない。			
一 既知又は予見し得る危害を識別し、			
意図された使用方法及び予測し得る誤			
使用に起因する危険性を評価するこ			
と。			
二 前号により評価された危険性を本質			
的な安全設計及び製造を通じて、合理			
的に実行可能な限り除去すること。			
三 前号に基づく危険性の除去を行った			

後に残存する危険性を適切な防護手段			
(警報装置を含む。)により、合理的に			
実行可能な限り低減すること。			
四 第二号に基づく危険性の除去を行っ			
た後に残存する危険性を示すこと。			
(医療機器の性能及び機能)			
第三条 医療機器は、製造販売業者等の意図	適用	要求項目を包含する認知さ	医療機器及び体外診断用医薬
する性能を発揮できなければならず、医療		れた基準に適合することを	品の製造管理及び品質管理の
機器としての機能を発揮できるよう設計及		示す。	基準に関する省令(平成 16 年
び製造されなければならない。		73.70	厚生労働省令第 169 号)
(製品の有効期間又は耐用期間)			序工分團自1分100万)
第四条 製造販売業者等が設定した医療機器	適用	要求項目を包含する認知さ	 医療機器及び体外診断用医薬
7/11 11 12 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	100円		, , , , , , , , , , , , , , , , ,
の製品の有効期間又は耐用期間内において		れた基準に適合することを	品の製造管理及び品質管理の
当該医療機器が製造販売業者等の指示に従		示す。	基準に関する省令(平成 16 年
って、通常の使用条件の下で発生しうる負			厚生労働省令第 169 号)
荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に			
従って適切に保守された場合に、医療機器		認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
の特性及び性能は、患者、使用者及び第三		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与		いることを示す。	の適用」
える程度に劣化等による悪影響を受けるも			
のであってはならない。			
(輸送及び保管等)			
第五条 医療機器は、製造販売業者等の指示	適用	要求項目を包含する認知さ	 医療機器及び体外診断用医薬
及び情報に従った条件の下で輸送及び保管	X <u>€</u> 2/13	れた基準に適合することを	品の製造管理及び品質管理の
され、かつ意図された使用方法で使用され		示す。	基準に関する省令(平成 16 年
た場合において、その特性及び性能が低下		71. 7.0	厚生労働省令第 169 号)
しないよう設計、製造及び包装されていな			学生分侧有节先109万
		到からよりません)マジーマリ	TIC T 14071. 「医療機田 Ⅱ >
ければならない。		認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
		いることを示す。	の適用」
(医療機器の有効性)			
第六条 医療機器の既知又は予測することが	適用	リスク分析を行い、便益性を	JIS T 14971: 「医療機器-リス
できる全ての危険性及び不具合は、通常の		検証する。	クマネジメントの医療機器へ
使用条件の下で、合理的に実行可能な限り			の適用」
低減され、当該医療機器の意図された有効			
性と比較した場合に受容できるものでなけ		便益性を検証するために、認	眼科用レーザ光凝固装置承認
ればならない。		知された基準の該当する項	基準における技術基準
		目に適合していることを示	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		す。	4.6.4 出力と安定性
		70	4.6.5 最大エネルギー密度及
			び最大パワー密度
			4.6.6 照射時間(凝固時間)及
			びリピートモード
			4.6.7 照射範囲 (スポットサイ
			ズ)
			4.6.8 観察用光学系
			4.6.9 照準光と治療光の同心
			性
			4.6.10 ビームシャッタ
	I		

4.6.11 デリバリシステム			
	_		4.6.11 デリバリシステム

第二章 設計及び製造要求事項

男 _一 草 設計及()製造要求事項			
(医療機器の化学的特性等)			
第七条 医療機器は、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならない。			
一毒性及び可燃性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器-リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
		認知された規格の該当する 項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1:2012 「医用電気機器一第 1 部:基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項」 11.2 火事の防止
		【プローブを含む場合】 認知された基準の該当する 項目に適合することを示す。	眼科用レーザ光凝固装置プロープ等承認基準の改正について 別紙 1 (薬生発 0921 第 7号:平成 28 年 9月 21 日) 4.4 生物学的安全性
二 使用材料と生体組織、細胞及び体液 との間の適合性	適用(プロ ーブを含む 場合)		眼科用レーザ光凝固装置プロープ等承認基準の改正について 別紙 1 (薬生発 0921 第7号: 平成 28 年 9 月 21 日) 4.4 生物学的安全性
三 硬度、摩耗及び疲労度等	適用	認知された規格に従ってリ スク管理が計画・実施されて いることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器-リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
		認知された規格の該当する 項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1:2012「医用電気機器-第1部:基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項」 11.2.1 ME機器に要求される火事の防止に必要な強度及び剛性
2 分析機器等(専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医療機器のうち、人の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。)は、必要に応じ、当該分析機器等に使用材料と検体及び分析の対象となる物(生体組織、細胞、体液、微生物等を含む。)との間の不適合により	不適用	分析機器等ではない。	
生じる性能の低下を考慮し、設計及び製造 されていなければならない。		到fn ケム と 甘油 の サル ト フ	田利田10 東小路四井田今一
3 医療機器は、その使用目的に応じ、当該 医療機器の食業 保管及び使用に乗りる者		認知された基準の該当する	眼科用レーザ光凝固装置プロ
医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者	ーブを含む	項目に適合することを示す。	ープ等承認基準の改正につい

及び患者に対して汚染物質及び残留物質	場合)		て 別紙 1(薬生発 0921 第 7
(以下「汚染物質等」という。)が及ぼす危	<i>物口 </i> 		号: 平成 28 年 9 月 21 日)
険性を最小限に抑えるように設計、製造及			4.4 生物学的安全性
			4.4 生物子的女主性
び包装されていなければならず、また、汚		おたけん た 担 物 アグーマリ	TIC T 14071. 「医-医
染物質等に接触する生体組織、接触時間及		認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
び接触頻度について注意が払われていな		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
ければならない。		いることを示す。	の適用」
4 医療機器は、通常の使用手順の中で当該	不適用	通常の使用手順の中で物質	
医療機器と同時に使用される物質又はガ		又はガスと同時に使用する	
スと安全に併用できるよう設計及び製造		ことを意図した機器ではな	
されていなければならず、また、医療機器		V '0	
の用途が医薬品の投与である場合、当該医			
療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連	不適用	医薬品の投与を意図した機	
する基準に照らして適切な投与が可能で		器ではない。	
あり、その用途に沿って当該医療機器の性			
能が維持されるよう、設計及び製造されて			
いなければならない。			/
5 医療機器がある物質を必須な要素とし	不適用	医薬品を含有する機器では	
て含有し、当該物質が単独で用いられる場		ない。	
合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器			
の性能を補助する目的で人体に作用を及			
ぼす場合、当該医療機器(当該物質を含			
む。)の安全性、品質及び性能は、当該医			
療機器の使用目的に照らし、適正に検証さ			
れなければならない。			
6 医療機器は、当該医療機器から溶出又は	適用(プロ	認知された基準の該当する	眼科用レーザ光凝固装置プロ
漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に	ーブを含む	項目に適合することを示す。	ープ等承認基準の改正につい
実行可能な限り、適切に低減するよう設計	場合)		て 別紙 1 (薬生発 0921 第 7
及び製造されていなければならない。特に			号:平成28年9月21日)
発がん性、変異原性又は生殖毒性を有する			4.4 生物学的安全性
物質には特別な注意を払わなければなら			
ない。		認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
		いることを示す。	の適用」
7 医療機器は、当該医療機器自体及びその	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
目的とする使用環境に照らして、偶発的に	VEV/14	スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
ある種の物質がその医療機器へ侵入する		いることを示す。	の適用し
危険性又はその医療機器から浸出するこ		· 2	~ > Vpd/ 11]
とにより発生する危険性を、合理的に実行		【足踏み制御器を用いてい	
可能な限り、適切に低減できるよう設計及		る場合】	
可能な限り、適切に低減できるより設計及び製造されていなければならない。		る場合】 認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:2012「医用電気
○※担で40~4、1、4い4いかかりかい。		認知された規格の該当する 項目に適合することを示す。	機器-第1部:基礎安全及び基
		快日に週百9ることを小り。	.,
			本性能に関する一般要求事項」 15.4.7.3 液体の侵入
(微生物汚染等の防止)			10.4.1.0 代外少尺文人
(PKエ1/パワ米守V/PJエ/			
第八冬 医療機界及び当該医療機界の制造			
第八条 医療機器及び当該医療機器の製造 工程は 患者 使用者及び第三者(当該医			
工程は、患者、使用者及び第三者(当該医			
, , , ,			

	1	1	1
に対する感染の危険性がある場合、これら の危険性を、合理的に実行可能な限り、適 切に除去又は低減するよう、次の各号を考 慮して設計されていなければならない。			
一 取扱いを容易にすること。	適用 (プロ ーブを含む 場合)	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器-リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
二 必要に応じ、使用中の医療機器から の微生物漏出又は曝露を、合理的に実 行可能な限り、適切に低減すること。	不適用	微生物を封入した機器ではない。	
三 必要に応じ、患者、使用者及び第三 者による医療機器又は検体への微生物 汚染を防止すること。	適用(プロ ーブを含む 場合)	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器-リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
		認知された規格の該当する 項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1:2012「医用電気機器-第1部:基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項」7.9.2.12 清掃,消毒及び滅菌
2 医療機器に組み込まれた動物由来の組織、細胞及び物質(以下「動物由来組織等」という。)は、当該動物由来組織等の使用目的に応じて獣医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者等は、動物由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、動物由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて、患者、使用者及び第三者に対する最適な安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活化を図ることにより安全性を確保しなければならない。ただし、分析機器等であって、使用に当たりウイルスその他の感染性病原体が必要なもの又はそれらの除去若しくは不活化により性能が低下するものについては、この限りでない。		動物由来の原料又は材料を組み入れた機器ではない。	
3 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組織等」という。)は、適切な入手先から入手されたものでなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて、患者、使用者及び第三者に対する最適な安全性を確保し、かつ、ウイ	不適用	ヒト由来の原料又は材料を 組み入れた機器ではない。	
ルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該			

医療機器の製造工程においてそれらの除			
去又は不活化を図ることにより安全性を			
確保しなければならない。ただし、分析機			
器等であって、使用に当たりウイルスその			
他の感染性病原体が必要なもの又はそれ			
らの除去若しくは不活化により性能が低			
下するものについては、この限りでない。			
4 製造販売業者等は、医療機器に組み込ま	不適用	微生物由来の原料又は材料	
れた微生物由来組織等(微生物由来の細胞	1 7/25/13	を組み入れた機器ではない。	/
及び物質をいう。)の処理、保存、試験及		Elimoly Wolchwill Clouds	/
び取扱いにおいて、患者、使用者及び第三			
者に対する最適な安全性を確保し、かつ、			/
ウイルス及びその他の感染性病原体対策			
のため、妥当性が確認されている方法を用			
いて、当該医療機器の製造工程においてそ			
れらの除去又は不活化を図ることにより			
安全性を確保しなければならない。ただ			
し、分析機器等であって、使用に当たりウ			
イルスその他の感染性病原体が必要なも			
の又はそれらの除去若しくは不活化によ			
り性能が低下するものについては、この限			
りでない。			
5 特別な微生物学的状態にあることを表	不適用	特別な微生物学的状態にあ	
示した医療機器は、販売時及び製造販売業	1 (144)	る機器ではない。	
者等により指示された条件で輸送及び保		0 DAIL C18 81 0	
管する時に当該医療機器の特別な微生物			
学的状態を維持できるように設計、製造及			
び包装されていなければならない。			
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使	適用(滅菌	認知された基準の該当する	眼科用レーザ光凝固装置プロ
用が不可能である包装がなされるよう設			ープ等承認基準の改正につい
計及び製造されなければならない。当該医	するプロー	,,,,,,, <u>,</u>	て 別紙 1 (薬生発 0921 第 7
療機器の包装は適切な手順に従って、包装	ブを含む場		号:平成28年9月21日)
の破損又は開封がなされない限り、販売さ	合)		4.5 滅菌保証
れた時点で無菌であり、製造販売業者によ			,,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>
って指示された輸送及び保管条件の下で			
無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可			
能であるようにされてなければならない。			
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にある	適用(滅菌	認知された基準の該当する	眼科用レーザ光凝固装置プロ
ことを表示した医療機器は、妥当性が確認	状態で出荷	項目に適合することを示す。	ープ等承認基準の改正につい
されている適切な方法により滅菌又は特	するプロー		て 別紙 1 (薬生発 0921 第7
別な微生物学的状態にするための処理が	ブを含む場		号:平成28年9月21日)
行われた上で製造され、必要に応じて滅菌	合)		4.5 滅菌保証
されていなければならない。			
8 滅菌を施さなければならない医療機器	適用(滅菌	要求項目を包含する認知さ	医療機器及び体外診断用医薬
は、適切に管理された状態で製造されなけ	状態で出荷	れた基準に適合することを	品の製造管理及び品質管理の
ればならない。	するプロー	示す。	基準に関する省令 (平成 16 年
	ブを含む場	· · ·	厚生労働省令第 169 号)
	合)		•
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器	適用(使用	要求項目を包含する認知さ	医療機器及び体外診断用医薬
	時に滅菌す		

の品質を落とさないよう所定の清浄度を 維持するものでなければならない。使用前 に滅菌を施さなければならない医療機器 の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に 抑え得るようなものでなければならない。 この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適	るプローブ を含む場 合)	れた基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されて	品の製造管理及び品質管理の 基準に関する省令 (平成 16 年 厚生労働省令第 169 号) JIS T 14971:「医療機器ーリス クマネジメントの医療機器へ
切なものでなければならない。		いることを示す。	の適用」
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌	適用(プロ	認知された基準の該当する	医療機器の添付文書の記載要
の両方の状態で販売される場合、両者は、	ーブを含む	項目に適合することを示す。	領の改正について(薬食発1002
包装及びラベルによってそれぞれが区別	場合)		第8号:平成26年10月2日)
できるようにしなければならない。			
(使用環境に対する配慮)			
第九条 医療機器が、他の医療機器、体外診	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
断用医薬品その他の装置等と併用される		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
場合は、当該医療機器と当該装置等が安全		いることを示す。	の適用」
に接続され、かつ、当該併用により当該医			
療機器及び当該装置等の性能が損なわれ		【細隙灯顕微鏡又は検眼鏡	
ないようにしなければならない。		がデリバリシステムとして	
		製品に含まれる場合】	
		認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:2012「医用電気
		項目に適合することを示す。	機器-第1部:基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項
			7.9.2.14 附属品,組合せ機器
			及び使用材料
			16 ME システム
2 前項の場合の使用上の制限事項は、医療	適用	認知された基準の該当する	医療機器の添付文書の記載要
機器に添付する文書又はその容器若しく		項目に適合することを示す。	領の改正について(薬食発1002
は被包(第十七条において「添付文書等」			第8号:平成26年10月2日)
という。)に記載されていなければならな			
<i>V</i> \ ₀			
3 医療機器は、使用者が操作する液体又は	不適用	使用者が操作する液体又は	
ガスの移送のための接続部又は機械的に		ガスの移送のための接続部	
結合される接続部について、不適切な接続		又は機械的に結合される接	
から生じる危険性を最小限に抑えられる		続部を有する機器ではない。	
よう、設計及び製造されていなければなら			
ない。			
4 医療機器は、その使用に当たって患者、			
使用者及び第三者(医療機器の使用に当た			
って次の各号に掲げる危険性がある者に			
限る。)に生じる次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減される			
ように設計及び製造されなければならな			
い。			
- **。	 適用	 認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
た傷害の危険性	ACE/ 14	スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
		いることを示す。	の適用」
		, ,	-
		認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:2012「医用電気
		項目に適合することを示す。	機器-第1部:基礎安全及び基

			本性能に関する一般要求事項」 4.10 電源 9.1 ME 機器の機械的ハザード 9.2 動く部分に関わるハザード 9.3 表面,角及び縁に関わるハザード 9.4 不安定性に関わるハザード 9.5 飛散物に関わるハザード IEC 60601-2-22:2012 「Medical electrical equipment — Part 2-22:Particular requirements for basic safety and essential
			performance of surgical, cosmetic, therapeutic and diagnostic laser equipment 201.8.10.4 Cord-connected HAND-HELD parts and cord-connected foot-operated control devices
二 医療機器の意図された使用目的における人間工学的特性、人的要因及びその使用環境に起因した誤使用の危険性	適用	認知された規格に従ってリ スク管理が計画・実施されて いることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器―リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
三 通常の状態で使用中に接触する可能 性のある原材料、物質及びガスとの同 時使用に関連する危険性	不適用	通常の使用状態で材料、物質 及びガスが接触する機器で はない。	
四 通常の使用条件の下で、曝露された物質、液体又はガスと接触して使用することに関連する危険性	不適用	曝露された物質、液体又はガスと接触して使用する機器ではない。	
五 プログラムと当該プログラムの実行 環境との間で発生しうる干渉に関連す る危険性	適用(他の プログラム と併用する 場合)	認知された規格に従ってリ スク管理が計画・実施されて いることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器-リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
六 物質が偶然に医療機器に侵入する危 険性	適用	認知された規格の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1:2012 「医用電気機器-第1部:基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項」 15.4.7.3 液体の侵入
七 検体を誤認する危険性	不適用	検体を取り扱う機器ではない。	

八 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性	適用	認知された規格に従ってリ スク管理が計画・実施されて いることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器―リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
九 保守又は較正が不可能な場合、使用 材料が劣化する場合又は測定若しくは 制御の機構の精度が低下する場合など に発生する危険性	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器-リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
5 医療機器は、通常の使用及び単一の故障 状態において、火災又は爆発の危険性を最 小限度に抑えるよう設計及び製造されて いなければならない。可燃性物質又は爆発 誘因物質とともに使用される(これらの物 質に曝露し、又はこれらの物質と併用され る場合を含む。)ことが意図されている医 療機器については、細心の注意を払って設 計及び製造しなければならない。	適用	認知された規格の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 0601-1:2012「医用電気機器一第1部:基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項」8.11 電源部、部品及び配置9.5 飛散物に関わるハザード11.1 ME機器の過度の温度11.2 火事の防止 IEC 60601-2-22:2012「Medical electrical equipment—Part2-22:Particular requirements for basic safety and essential performance of surgical, cosmetic, therapeutic and diagnostic laser equipment」201.8.10 Components and wiring201.8.11 MAINS parts, components and layout201.13 HAZARDOUS SITUATIONS and fault conditions
		認知された規格に従ってリ スク管理が計画・実施されて いることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器-リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
6 医療機器は、意図する性能を発揮するために必要な調整、較正及び保守が安全に実施できるよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格の該当する 項目に適合することを示す。	IEC 60601-2-22:2012 Medical electrical equipment—Part 2-22:Particular requirements for basic safety and essential performance of surgical, cosmetic, therapeutic and diagnostic laser equipment 201.7.9 ACCOMPANYING DOCUMENTS
		認知された規格に従ってリ スク管理が計画・実施されて いることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器-リス クマネジメントの医療機器へ の適用」
7 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処	適用	認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:2012「医用電気

理を容易にできるように設計及び製造さ		項目に適合することを示す。	機器-第1部:基礎安全及び基
れていなければならない。			本性能に関する一般要求事項」
			7.9.2.15 環境保護
		認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
		いることを示す。	の適用し
(測定又は診断機能に対する配慮)		<u> </u>	
第十条 測定機能を有する医療機器及び診	不適用	測定又は診断機能を有する	
断用医療機器(専ら疾病の診断に使用され	1 12 11	機器ではない。	
ることが目的とされている医療機器をい		7,444	
う。)は、当該医療機器の使用目的に照ら			
し、適切な科学的及び技術的方法に基づい			
て、十分な正確性、精度及び安定性を有す			
るよう、設計及び製造されていなければな			
らない。正確性の限界は、製造販売業者等			
によって示されなければならない。			
2 分析機器等は、適切な科学的及び技術的	不適用	分析機器等ではない。	
方法に基づいて、その性能が使用目的に合			
致するように、設計及び製造されていなけ			
ればならない。設計に当たっては、感度、			
特異性、正確性に係る真度及び精度(反復			
性及び再現性を含む。)並びに既知の干渉			
要因の管理及び検出限界に適切な注意を			
払わなければならない。また、その性能は、			
製造販売業者等が設定する当該医療機器			
の有効期間又は耐用期間内において維持			
されなければならない。			
3 分析機器等の性能が較正器又は標準物	不適用	分析機器等ではない。	
質の使用に依存している場合、これらの較	1 22/14	77 F 1 7 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1	
正器又は標準物質に割り当てられている			
値の遡及性は、利用可能な標準的な測定方			
法又は高次の標準物質を用いて保証され			
なければならない。			
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に	X-2/13	スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
応じ、人間工学的な観点から設計されなけ		いることを示す。	の適用し
ればならない。			· ~
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		認知された基準の該当する	┃ ┃ ┃ 眼科用レーザ光凝固装置承認┃
		項目に適合することを示す。	基準における技術基準
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	4.4.2 外部、内部の表示(1)
5 数値で表現された値については、可能な	適用	認知された基準の該当する	眼科用レーザ光凝固装置承認
限り標準化された一般的な単位を使用し、	ACE/ 14	項目に適合することを示す。	基準における技術基準
医療機器の使用者に理解されるものでな		VHI-MED / OCC 6/11/0	4.4.2 外部、内部の表示(1)
ければならない。			7 7 7 7 1 Hb/ 1 1Hb/ \2X/1, (I)
(放射線に対する防御)	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
第十一条 医療機器(分析機器等を除く。)	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
第一条 医療機器(刃削機器等を)が、) は、その使用目的に沿って、治療及び診断	(1) (EII)	スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
のために適正な水準の放射線の照射を妨		いることを示す。	の適用」
マンバニップ(三旭二/よ/ハーキャンルス対)が水ックが代対) を 火灯		v ることなかり。	~ 2 N型 / 11 」

げることなく、患者、使用者及び第三者(医療機器の使用に当たって放射線被曝の危険性がある者に限る。第六項において同じ。)への放射線被曝が、合理的に実行可能な限り適切に低減するよう、設計、製造及び包装されていなければならない。		認知された規格の該当する項目に適合することを示す。	IEC 60601-2-22:2012 [Medical electrical equipment—Part 2-22:Particular requirements for basic safety and essential performance of surgical, cosmetic, therapeutic and diagnostic laser equipment] 201.12 Accuracy of controls and instruments and protection against hazardous outputs
2 分析機器等は、その使用目的に沿って、 測定等のために、適正な水準の放射線の放射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者(分析機器等の使用に当たって放射線被曝の危険性がある者に限る。)への放射線被曝が、合理的に実行可能な限り適切に低減するよう、設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	分析機器等ではない。	
3 医療機器の放射線出力について、医療上 その有用性が放射線の照射に伴う危険性 を上回ると判断される特定の医療目的の ために、障害発生の恐れ又は潜在的な危害 が生じる水準の可視又は不可視の放射線 が照射されるよう設計されている場合に おいては、線量が使用者によって制御でき るように設計されていなければならない。 当該医療機器は、関連する可変パラメータ の許容される公差内で再現性が保証され るよう設計及び製造されていなければならない。	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された規格の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971: 「医療機器―リス クマネジメントの医療機器へ の適用」 IEC 60601-2-22:2012 「Medical electrical equipment—Part 2-22:Particular requirements for basic safety and essential performance of surgical, cosmetic, therapeutic and diagnostic laser equipment」 201.12.1 Accuracy of controls and instruments
4 医療機器が、障害発生のおそれがある水準又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線を照射する場合には、照射を確認するための視覚的表示又は聴覚的警報を、合理的に実行可能な限り具備していなければならない。	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された規格の該当する項目に適合することを示す。	JIST 14971: 「医療機器―リス クマネジメントの医療機器へ の適用」 IEC 60601-2-22:2012 「Medical electrical equipment—Part 2-22:Particular requirements for basic safety and essential performance of surgical, cosmetic, therapeutic and diagnostic laser equipment」 201.10 Protection against unwanted and excessive

			radiation HAZARDS
5 分析機器等は、照射する放射線の特性及	不適用	分析機器等ではない。	
び線量を合理的に実行可能な限り適切に			
制御又は調整できるよう、設計及び製造さ			
れていなければならない。			
6 医療機器は、意図しない二次放射線又は	適用	認知された規格の該当する	IEC 60601-2-22:2012 「Medical
散乱線による患者、使用者及び第三者への		項目に適合することを示す。	electrical equipment—Part
被曝を、合理的に実行可能な限り低減する			2-22:Particular
よう設計及び製造されていなければなら			requirements for basic
ない。			safety and essential
			performance of surgical,
			cosmetic, therapeutic and
			diagnostic laser equipment」
			201.10 Protection against
			unwanted and excessive
			radiation HAZARDS
7 放射線を照射する医療機器の取扱説明	適用	認知された基準の該当する	眼科用レーザ光凝固装置承認
書には、照射する放射線の性質、患者及び		項目に適合することを示す。	基準における技術基準
使用者に対する防護手段、誤使用の防止法			4.5 附属文書
並びに据付中の固有の危険性の排除方法			
について、詳細な情報が記載されていなけ			
ればならない。			
8 電離放射線を照射する医療機器は、合理	不適用	電離放射線を照射する機器	
的に実行可能な限り、その使用目的に照ら		ではない。	
して、照射する放射線の線量、幾何学的及			
びエネルギー分布又は線質を変更及び制			
御できるよう、設計及び製造されなければ			
ならない。			
9 電離放射線を照射する診断用医療機器	不適用	電離放射線を照射する機器	
は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を		ではない。	
最小限に抑え、所定の診断目的を達成する			
ため、適切な画像又は出力信号の質を高め			
るよう設計及び製造されていなければな			
らない。	→	(表現) とはなる 四点による (後日	
10 電離放射線を照射する治療用医療機	不適用	電離放射線を照射する機器	
器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要に広じせい線ビー		ではない。	
エネルギー並びに必要に応じ放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリン			
グし、かつ制御できるよう設計及び製造さ			
クし、から制御できるより放計及い製造されていなければならない。			
(プログラムを用いた医療機器に対する配慮)			
第十二条 プログラムを用いた医療機器(医	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
第十一条 プログラムを用いた医療機器(医療機器プログラム又はこれを記録した記	(地/口)	認知された規格に促ってリースク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
録媒体たる医療機器を含む。以下同じ。)		いることを示す。	の適用」
は、その使用目的に照らし、システムの再		1 2 C C C 4170	~ > Vpd/ 11]
現性、信頼性及び性能が確保されるよう設		 認知された規格の該当する	IEC 60601-2-22:2012
計されていなければならない。また、シス		項目に適合することを示す。	electrical equipment—Part
テムに一つでも故障が発生した場合、当該		\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	2-22:Particular
故障から生じる可能性がある危険性を、合			requirements for basic
2014年4、万下のの、100円で100円で100円以下で、日			requirements for basic

1944)マウクニマグンシアロルア人士マンレバントーン	1		6 . 1 1
理的に実行可能な限り除去又は低減でき			safety and essential
るよう、適切な手段が講じられていなけれ			performance of surgical,
ばならない。			cosmetic, therapeutic and
			diagnostic laser equipment]
			201.11.8 Interruption of the
			power supply /supply mains to
			ME EQUIPMENT
			201.13 HAZARDOUS SITUATIONS
			and fault conditions
2 プログラムを用いた医療機器について	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
は、最新の技術に基づく開発のライフサイ		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
クル、リスクマネジメント並びに当該医療		いることを示す。	の適用」
機器を適切に動作させるための確認及び			_
検証の方法を考慮し、その品質及び性能に		認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:2012「医用電気
ついての検証が実施されていなければな		項目に適合することを示す。	機器-第1部:基礎安全及び基
らない。		XII(C)EI / OCCEA!/	本性能に関する一般要求事項」
.)'&V 0			14 プログラマブル電気医用シ
		後田フェートフェコート)	ステム (PEMS)
(能動型医療機器及び当該能動型医療機器に接	1 .	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	Feedulung
第十三条 能動型医療機器は、当該能動型医	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
療機器に一つでも故障が発生した場合、当		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
該故障から生じる可能性がある危険性を、		いることを示す。	の適用」
合理的に実行可能な限り適切に除去又は			
低減できるよう、適切な手段が講じられて			
いなければならない。			
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患	不適用	内部電源を有する機器では	
者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供		ない。	
給状況を判別する手段が講じられていな			
ければならない。			
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全	不適用	電源状態が患者の安全に直	
に直接影響を及ぼす場合、停電による電力		接影響を及ぼす機器ではな	
供給不能を知らせる警報システムが内蔵		V)	
されていなければならない。		• 0	
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモ	不適用	 臨床パラメータをモニタす	
4 思有の臨床ハフメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又	小旭川		
		る機器ではない。	
は重篤な健康障害につながる状態に陥っ			
た場合、それを使用者に知らせる適切な警			
報システムが具備されていなければなら			
ない。			
5 医療機器は、通常の使用環境において、	適用	認知された規格の該当する	JIS T 0601-1-2:2012「医用電
当該医療機器又は他の製品の作動を損な		項目に適合することを示す。	気機器-第 1-2 部:安全に関す
うおそれのある電磁的干渉の発生リスク			る一般的要求事項-電磁両立
を合理的に実行可能な限り低減するよう、			性-要求事項及び試験」
設計及び製造されていなければならない。			36.201 エミッション
6 医療機器は、意図された方法で操作でき	適用	認知された規格の該当する	JIS T 0601-1-2:2012「医用電
るために、電磁的妨害に対する十分な内在		項目に適合することを示す。	気機器-第1-2部:安全に関す
的耐性を維持するように設計及び製造さ		ДД ДД Д Д С С СИ . / 0	る一般的要求事項ー電磁両立
れていなければならない。			性ー要求事項及び試験し
40 CV 'AN/AUNA'A 'D'AV '0			12-安水事項及O配練」 36.202 イミュニティ
	1		OU. 202 イミユーノイ

7 医療機器は、製造販売業者等の指示に基 適用 認知された規格の該当する IIS T 0601-1:2012「医用電気 づき正常に据付けられ、及び保守され、か 項目に適合することを示す。 機器-第1部:基礎安全及び基 つ、通常の使用条件下又は当該医療機器に 本性能に関する一般要求事項」 一つでも故障が発生した状態で使用され 4.11 電源入力 る場合において、患者、使用者及び第三者 5.9 装着部及び接触可能部分 (医療機器の使用に当たって偶発的に感電 の決定 するおそれがある者に限る。)が偶発的に 8.1 電撃に対する保護の基本 規則 感電するおそれを合理的に実行可能な限 り防止できるよう、設計及び製造されてい 8.2 電源に対する要求事項 なければならない。 8.4 電圧, 電流又はエネルギー の制限 8.5 分離 8.6 ME 機器の保護接地、機能 接地及び等電位化 8.8 絶縁 electrical equipment—Part 2-22:Particular requirements for basic safety and essential performance of surgical, cosmetic, therapeutic and diagnostic laser equipment] 201. 8. 7 LEAKAGE CURRENTS and PATIENT AUXILIARY CURRENTS 201. 13 HAZARDOUS SITUATIONS and fault conditions 201.8.10 Components and wiring 201.8.11MAINS parts, components and layout (機械的危険性に対する配慮) 第十四条 医療機器は、動作抵抗、不安定性 適用 認知された規格の該当する JIS T 0601-1:2012 「医用電気 及び可動部分に関連する機械的危険性か 項目に適合することを示す。 機器-第1部:基礎安全及び基 ら、患者、使用者及び第三者(医療機器の 本性能に関する一般要求事項 使用に当たって機械的危険性がある者に 9.1 ME 機器の機械的ハザード 限る。以下この条において同じ。)を防護 9.2 動く部分に関わるハザー するよう設計及び製造されていなければ ならない。 9.3 表面, 角及び縁に関わるハ ザード 9.4 不安定性に関わるハザー K. 9.5 飛散物に関わるハザード 9.8 支持機構に関わるハザー ĸ 2 分析機器等は、可動部分に起因する危険 不適用 分析機器等ではない。 性又は破壊、分離若しくは物質の漏出に起

因する危険性がある場合には、その危険を

防止するための、適切な仕組みが組み込ま			
れていなければならない。			
3 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の	適用(該当	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
一つである場合を除き、特に発生源におけ	する場合)	スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
る振動抑制のための技術進歩や既存の技		いることを示す。	の適用」
術に照らして、医療機器自体から発生する			
振動に起因する危険性を合理的に実行可			
能な限り最も低い水準に抑えられるよう			
設計及び製造されていなければならない。			
4 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の	適用(該当	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
一つである場合を除き、特に発生源におけ	する場合)	スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
る雑音抑制のための技術進歩や既存の技		いることを示す。	の適用」
術に照らして、医療機器自体から発生する			
雑音に起因する危険性を、合理的に実行可			
能な限り最も低い水準に抑えるよう設計			
及び製造されていなければならない。			
5 使用者又は第三者が操作しなければな	適用	認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:2012「医用電気
らない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧		項目に適合することを示す。	機器-第1部:基礎安全及び基
式のエネルギー源に接続する端末及び接			本性能に関する一般要求事項」
続部は、可能性のある全ての危険性が最小			15.4.1 コネクタの構造
限に抑えられるよう、設計及び製造されて			
いなければならない。		【プローブを含む場合】	
		認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
		いることを示す。	の適用」
6 医療機器は、使用前又は使用中に接続す	適用	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
ることが意図されている特定部分の誤接		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
続の危険性について、合理的に実行可能な		いることを示す。	の適用」
限り最も低い水準に抑えられるよう設計			
及び製造されていなければならない。			
7 医療機器のうち容易に触れることので	適用	認知された規格の該当する	JIS T 0601-1:2012「医用電気
きる部分(意図的に加熱又は一定温度を維		項目に適合することを示す。	機器-第1部:基礎安全及び基
持する部分を除く。)及びその周辺部は、			本性能に関する一般要求事項」
通常の使用において、潜在的に危険な温度			11.1 ME 機器の過度の温度
に達することのないようにしなければな			
らない。		【プローブを含む場合】	
		認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
		スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
		いることを示す。	の適用」
(エネルギー又は物質を供給する医療機器に対	1		_
第十五条 患者にエネルギー又は物質を供	適用	認知された規格の該当する	IEC 60601-2-22:2012
給する医療機器は、患者及び使用者の安全		項目に適合することを示す。	electrical equipment—Part
を保証するため、供給量の設定及び維持が			2-22:Particular
できるよう設計及び製造されていなけれ			requirements for basic
ばならない。			safety and essential
			performance of surgical,
			cosmetic, therapeutic and
			diagnostic laser equipment
			201.12 Accuracy of controls

	1		1
			and instruments and
			protection against hazardous
	У Д П	=7.6. 6.1. 6 10 to a = 1.1/1 b. 7	outputs
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不	適用	認知された規格の該当する	IEC 60601-2-22:2012
適正なエネルギー又は物質の供給を防止		項目に適合することを示す。	electrical equipment—Part
又は警告する手段が具備され、エネルギー			2-22:Particular
源又は物質の供給源からの危険量のエネ			requirements for basic
ルギーや物質の偶発的な放出を可能な限			safety and essential
り防止する適切な手段が講じられていな			performance of surgical,
ければならない。			cosmetic, therapeutic and
			diagnostic laser equipment
			201.12.4 Protection against
			hazardous output
			201.13 Hazardous situation
			and fault conditions
3 医療機器には、制御器及び表示器の機能	適用	認知された基準の該当する	眼科用レーザ光凝固装置承認
が明確に記されていなければならない。操		項目に適合することを示す。	基準における技術基準
作に必要な指示を医療機器に表示する場			4.4.2 外部、内部の表示(1)
合、或いは操作又は調整用のパラメータを			
視覚的に示す場合、これらの情報は、使用			
者(医療機器の使用にあたって患者の安全			
及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患			
者も含む。)にとって、容易に理解できる			
ものでなければならない。			
(一般使用者が使用することを意図した医療機		1	
第十六条 一般使用者が使用することを意	不適用	一般使用者が使用すること	/
図した医療機器(医療機器のうち、自己検		を意図した機器ではない。	
査医療機器又は自己投薬医療機器その他			
のその使用に当たり専門的な知識を必ず			
しも有しない者が使用することを意図し			
たものをいう。以下同じ。)は、当該医療			
機器の使用者が利用可能な技能及び手段			
並びに通常生じ得る使用者の技術及び環			
境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適			
正に操作できるように設計及び製造され			
ていなければならない。		40./Lam = 1. or = 1.	
2 一般使用者が使用することを意図した	不適用	一般使用者が使用すること	
医療機器は、当該医療機器の使用、検体の		を意図した機器ではない。	
使用(検体を使用する当該医療機器に限			
る。)及び検査結果の解釈に当たって、使			
用者が誤使用する危険性を合理的に実行			
可能な限り低減するように設計及び製造			
されていなければならない。	大、 茶田	机は田老がは田上ファー	
3 一般使用者が使用することを意図した	不適用	一般使用者が使用すること	
医療機器については、合理的に実行可能な		を意図した機器ではない。	
限り、製造販売業者等が意図したように機			
能することを使用者が検証できる手順を			
定めておかなければならない。			
(添付文書等による使用者への情報提供)			

第十七条 製造販売業者等は、医療機器が製造販売される際に、使用者の医療機器に関する訓練及び知識の程度を考慮し、当該医療機器の添付文書等により、製造販売業者名、安全な使用方法及びその性能を確認するために必要な情報を、使用者が容易に理解できるように提供しなければならない。	適用	認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。 認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	JIS T 14971: 「医療機器-リスクマネジメントの医療機器への適用」 眼科用レーザ光凝固装置承認基準における技術基準 4.4表示 4.5 附属文書 医療機器の添付文書の記載要領の改正について(薬食発1002 第8号: 平成26年10月2日)
(性能評価及び臨床試験)	<u> </u>		初 0 7 · 下版 20 平 10 万 2 日)
第十八条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号) その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。	適用	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売承認申請 について 第2の1(薬食発 1120第5号:平成26年11月20 日)
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施 の基準に関する省令(平成十七年厚生労働 省令第三十六号)に従って実行されなけれ ばならない。	不適用	臨床試験を必要とする機器 ではない。	
3 医療機器は、第一項及び第二項に定める もののほか、医療機器の製造販売後の調査 及び試験の実施の基準に関する省令(平成 十七年厚生労働省令第三十八号)及び医薬 品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再	適用(該当する場合)	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売後の調査 及び試験の実施の基準に関す る省令(平成17年厚生労働省 令第38号)
生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令(平成十六年厚生労働省令第百三十五号)に基づき、当該医療機器に応じて必要とされる試験成績及びデータその他の記録により継続的に評価されなければならない。	適用	認知された基準に従って実 施されることを示す。	医薬品、医薬部外品、化粧品、 医療機器及び再生医療等製品 の製造販売後安全管理の基準 に関する省令(平成 16 年厚生 労働省令第 135 号)